

# 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

## 役員等費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第11条、第27条及び部会・委員会及び協議会規程及び評議員選任・解任委員会運営規則による役員等の費用弁償について定めることを目的とする。

### (費用弁償の範類)

第2条 費用の弁償を行う範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事会・監事会・評議員会の招集に応じて出席する場合
- (2) 部会・委員会及び協議会の開催に応じて出席する場合
- (3) 会務のため会長の要請を受けて旅行する場合

### (費用弁償の種類)

第3条 費用弁償の種類は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当・宿泊料・食卓料・支度料・旅行雑費及び死亡手当とする。

2 前項の支度料・旅行雑費及び死亡手当は、外国旅行の場合に限るものとし、旅行の雑費は実費額を勘案し、支度料・死亡手当については、会長の定めるところにより支給する。

### (鉄道賃)

第4条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金等による。

- (1) 乗車に要する運賃
  - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
  - (3) 普通急行列車に乗車する場合で、特に必要と認めたとときの座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次のいずれかに該当する場合に限り、これを支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路（新幹線の線路に限る。）による旅行
  - (2) 前号以外の特別急行列車を運行する線路又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

### (船 賃)

第5条 船賃の額は、次の各号に規定する運賃、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 会務上の必要により別に寝台料及び座席指定料を必要とした場合には、現に支

払った寝台料金及び座席指定料

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 航空賃は、緊急止むを得ない場合、その他会長が特に必要と認めたときに限りこれを支給する。

(車賃・日当・宿泊料及び食卓料)

第7条 車賃・日当・宿泊料及び食卓料は、別表に定めるとおりとする。

(準用)

第8条 この規程により難しい場合、又はこの規程に定めない事項については、福島県旅費条例を準用する。

附 則

この規程は、昭和45年7月3日より施行し、従来の規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和55年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分			金 額
車 賃（1キロメートルにつき）			50円
日 当 （1日につき）	県内	100キロ未満（宿泊なし）	0円
		（宿泊あり）	0円
	100キロ以上（宿泊なし）	650円	
		（宿泊あり）	650円
	県外	100キロ未満（宿泊なし）	1,300円
		（宿泊あり）	1,300円
100キロ以上（宿泊なし）	2,600円		
	（宿泊あり）	2,600円	
宿 泊 料 （1夜につき）	都市部	11,800円	
	その他	11,800円	

宿泊料 用務の都合上、特に必要と認める場合は、実費を支給する。

